

大阪市立川辺小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 29 年 4 月改定
令和 6 年 4 月更新

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら考え、正しく判断できる心豊かでたくましい子ども」育成のために「川辺小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

（1）いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

- ・秩序ある学級作りの中で、いじめを許容しない集団を作る。
- ・問題に対して、教職員が一丸となり取り組む姿勢を持ち対応する。
- ・「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に注意を払い、いじめを許容しない雰囲気を形成する。

（2）未然防止・早期発見のための取組

- ・学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- ・児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。
- ・児童が自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを図る。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施で、いじめを訴えやすい体制を整える。
- ・ささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に認知する。

（3）家庭・地域との連携

- ・児童の家庭や地域でいつもと違う様子が見られたときは、学校に知らせる体制を作る。
- ・学校協議会でいじめの問題について協議する場を設け、学校と地域、家庭が連携・協働する体制を構築する。

3 いじめの未然防止についての取組

【基本姿勢】

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

（1）授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①学習規律の確立や配慮を要する児童への対応で重要な点

学校全体で、時間を守らせチャイムが鳴ったら着席するという習慣や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方などの学習規律を確立していくことで、児童が安心して学習に臨むようにする。

また、配慮を要する児童を学級の核として位置づけ、T・Tや習熟度別学習を取り入れる。

②相互公開授業等「わかる授業」づくりにおける具体的な取組

1年間に教員が1つ以上授業を公開することで、お互いの指導力を磨き合い、児童の学習意欲を高めていく。すべての児童が授業場面で活躍できる授業を工夫する。

③指導力の向上に関する取組

研究授業実施後、授業を振り返り改善していく研究協議会を実施するとともに、校外の研修会に参加した内容を、伝達研修会にて全教職員で共有する。

また、日常的に授業の相互参観ができる体制や雰囲気をつくり、互いに助言し合う。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

①児童一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組

学校生活の様々な場面で、児童が自分の得意なことをみんなに披露したり、みんなの前で発表したりする場をつくる。

②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

体験的な学習を取りいれたり福祉教育を取り入れたりすることで、一人一人の違いを受け入れて、みんなで活動することの大切さに気付かせる。

③児童を認め、誉める指導を充実させるための取組

教職員全員が、児童のよいところを見つけ、日常的にほめるようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

①道徳教育や学級活動の充実を図る取組

道徳の読み物教材を通して学習することで、道徳的態度を養い、道徳的実践力へ結びつける。また、学級活動では、日常の自分の態度を振り返る場を持ち、もの・人に対する優しさや、自分の友達との関係について考える。また、何がいじめなのかについて具体的に認識できるように話し合う活動も取り入れる。

②命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

生活科や総合的な学習で、生まれてからの自分を振り返り、自分や友達の命の大切さを再認識するとともに、学校生活全体の活動の中で、互いに力を合わせて活動し、相手のことを思いやることの大切さが実感できるようにする。

③「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

いじめの加害者・被害者の周辺で暗黙の了解を与えている傍観者は、いじめを容認している、いじめに加担していることになることを認識させ、集団全体でいじめを許容しない指導を行う。

④情報モラルに関する取組

児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。ネット上の悪口を含め誹謗中傷は、当該児童の心身に苦痛を与え、犯罪行為になることも伝える。

4 いじめの早期発見についての取組

【基本姿勢】

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1) 児童観察の充実と情報の共有化

ささいな変化に気づくことができるように、教職員全員で児童を見守る体制をとる。

早い段階から情報を共有し的確な関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(2) 変化の記録（5W1H）

児童に普段と違う様子が見られたときは、担任が記録を取り、経過について学年主任、生活指導担当教諭、養護教諭、管理職等に逐一報告する体制を取る。

(3) アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施

年3回の「いじめについてのアンケート」と毎月の「アンケート」を活用し、常に児童の実態を把握し、いじめの早期発見・早期解決の指導に生かす。また、保護者との連携を図り、教育相談を行う。

(4) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

気になる児童については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を取り、情報を共有するとともに、児童・保護者を見守る体制を取る。

(5) 外部機関との連携

区役所の子育て支援室や、大阪市こども相談センターとも連携を図り、児童支援体制をとる。

(6) いじめ相談窓口の周知

文書等で定期的に、児童や保護者に周知する。

5 いじめの早期解決についての取組

【基本姿勢】

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制

ふだんから、報告・連絡・相談ができる体制を作り、いじめ事案は、教職員で共有するとともに、委員会で対策を図り対応する。

(2) 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり

情報を共有化し、教職員の連携を図り、問題解決に取り組む。

(3) 被害児童の保護、加害児童への指導

組織的に対応して被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(4) 家庭・地域をはじめ警察などの関係機関との連携

対応については、教職員全員の共通理解、保護者・地域の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(5) ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用して児童に指導し、ネット上のいじめを根絶する。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 構成・役割

＜組織名＞ 「いじめ対策委員会」

＜構成＞ 管理職・生活指導部長・学年主任・養護教員・担任等

※ 事案に応じて必要な人材を加える。

＜役割＞ ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録を共有する。
・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急に委員会を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

② 常設の委員会、事案発生時の委員会の設置など

月に1回、生活指導部会で各学年の様子を共通理解する。事案発生時には、①の組織で問題解決対応にあたる。

③ 校内研修会の実施

『ケーススタディによる校内研修の手引「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」』をもとにした研修会をはじめ、適宜、研修会を実施する。校外研修会の伝達研修も行う。

＜年間計画＞

・委員会の実施時期、回数、アンケートの実施・活用、研修会について

【調査等】

- | | |
|------------------------------------|----------------|
| ① 児童対象いじめアンケート調査 | 年3回（7月・12月・3月） |
| ② 児童対象学校生活アンケート調査 | 年3回（6月・10月・2月） |
| ③ 保護者対象学校生活アンケート調査 | 年2回（9月・2月） |
| ④ 教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査（随時） | |

【研修会】

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 人権教育実践研修会（4月・8月・2月） | |
| ② 生活指導研修会（随時） | など |

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だより等による情報発信・啓発
- ② 学校協議会への提案・協力体制
- ③ 委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請

(3) 取組内容の検証

- ① P D C Aサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連
 - ・取組内容は時系列で文書に残し、今後の児童への対応、学校の対応に生かす。
 - ・「運営に関する計画」の中間評価・最終評価をする際に取組内容の検証を行う。
- ② 取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法

- ・未然防止の取組が着実に成果を上げているかは、日常的に児童の様子を把握し、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

7 重大事案への対応

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

(1) 学校の対応

保護者に対しては、学校が知り得た事実を伝え、窓口を一本化して誠意ある対応をする。

(2) 調査組織の設置や事実関係の明確化

6 (1) ①の組織を設置し、事実関係を明確にする。

(3) 被害児童及びその保護者への適切な情報提供

関係者への聞き取りと事実経過をまとめ、適切に情報を提供する。

(4) 教育委員会への報告

事案発生時から、随時報告を入れる。

※ いじめ発見の際の流れ（例）

